

明石フェリー跡地の活用についての請願書

請願の趣旨

明石海峡を渡る「明石フェリー」(たこフェリー)が、約1年半の運航休止のあと運航再開を断念し、昨年5月航路が廃止されてから1年余りが経ちます。明石フェリーは明石市の「まちのシンボル」でもあり、将来の観光明石の振興や災害対策上も極めて重要な役割を持つフェリー航路が消滅したことは、市民の期待を裏切り極めて残念でした。

しかも、航路廃止が決まってから半年も経たないうちに、重要港湾明石港の一面でもあり、都市計画法上の「臨港地区」にも指定されているフェリー跡地がマンション販売業者に転売され、大規模マンション計画が進められているのは、市民にとっても大きな衝撃です。

明石港東外港の一面を占めるフェリー埠頭は、極めて公共性の高い施設です。本来なら、フェリー航路を廃止した時点で施設を県または市に移管し、公共性の高い用途に活用すべきところですが、明石市は総理大臣認定を受けた中心市街地活性化基本計画の中で、明石駅前を進めている再開発と並ぶ「南の拠点」と位置づけ、明石港周辺整備計画と相まって初めて駅前再開発事業の成果が期待できると再三再四説明しています。

駅前からの南北シンボルロードに直結し、明石港周辺で唯一開発整備の可能性があるフェリー跡地を民間業者のマンション建設に委ねてしまえば、明石港周辺整備の大事な“たね地”を失い中心市街地活性化の重大な支障になるとともに、港湾区域に大型マンションが建設されることを想定し得なかった北側地域住民の住環境が著しく阻害されます。

以上の趣旨に加えて、以下の請願理由を添えて請願項目が実現するようにご配慮をお願いします。

- ①明石市はフェリー航路廃止後、昨年末ぐらまではフェリー跡地は臨港地区であるので、マンション建設はできないと主張していました。その見解に基づき市長と議長、商工会議所会頭の連名で明石海峡フェリー社長に対し要望書まで出していました。明石市の都市計画上からもフェリー跡地はかけがえのない港湾区域にあります。この土地は公共性の高い用途に限定すべきです。
- ②兵庫県が2004年から進めているクルージングレジャーを通じてプレジャーボート・ヨット等のユーザーの利便性を向上させ、地域の振興、観光振興の拠点として「海の駅」に明石港も指定し、中心市街地と一体となった立地環境を生かす用途に活用すべきです。
- ③民間のマンション開発に委ねることによって、マンション北側住宅地の広範囲にわたって日照・眺望の阻害、風害の発生など住環境を著しく破壊します。加えて、マンション建設地は高潮による浸水危険区域にあり、港湾区域のために防潮堤のない護岸からもろに海流がマンションに浸入します。新たに住みつく居住者に必ず被害がおよび、マンション建設を認めた明石市の責任が問われることとなります。

請願の項目

明石市は民間事業者のマンション開発計画にストップをかけ、速やかにフェリー跡地を明石港の機能を向上発展させ、中心市街地活性化計画にうたう明石港周辺整備計画の一環に組み込んだ土地利用計画を策定し、実施すること